

第 3 5 回草津市農業委員会総会 会 議 録

令和 8 年 5 月 1 1 日

第 3 5 回農業委員会（総会）

令和 8 年 5 月 1 1 日
午 後 1 時 3 0 分 から
市 役 所 行 政 委 員 会 室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 1 0 号
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について（報告） … 2 件
- 第 3 報告第 1 1 号
農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について（報告） … 3 件
- 第 4 報告第 1 2 号
農地法第 1 8 条第 6 項の規定による賃借権の解約通知について（報告） … 7 件
- 第 5 議 第 1 0 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2 件
- 第 6 議 第 1 1 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2 件
- 第 7 議 第 1 2 号
農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1 件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	1 1 番	中島 健一
1 3 番	奥村 次一	1 4 番	堀 裕子		

・会議に欠席した委員

9 番	田中 治嗣	1 0 番	田中 廣之	1 2 番	木下 弥生
-----	-------	-------	-------	-------	-------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦	4 番	山本 光作
5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一	7 番	平井 重己
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春		

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	柳原 崇志	主任	寺田 新一
------	-------	----	-------	----	-------

農林水産課

課長	西山 宜克	主事	田中 主騎
----	-------	----	-------

事務局長

では、只今から第35回草津市農業委員会総会を開催します。

感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

その他、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いします。

本日、9番 田中治嗣委員、10番 田中廣之委員、12番 木下弥生委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中11名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長

では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、今井会長よろしく願いいたします。

会長

本日はみなさま大変お忙しい中、5月総会にご出席をいただきましてありがとうございます。市内各地の田では、田植えが最盛期を迎えております。また、小麦も6月に入りますと収穫の時期となります。草津メロンも収穫に向けて糖度を上げているという大切な時期でございます。

今年地元の高校生と連携しました、メロンの新しいスイーツ開発など若い力を取り込んだ明るい話題も聞こえてきております。草津の農業も非常に心強いと感じておるところでございます。

これから本格的な暑さを迎えますので、みなさまには体調には十分お気をつけいただきたいと思います。お待ちしております。

会長

それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号4番 角井廣司委員、議席番号14番 堀裕子委員、以上の兩人を指名いたします。

会長

次に、日程第2報告第10号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第10号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

なお、「届出」とは、農地に関する権利の変動や利用状況について、行政機関にその事実を報告することをさし、「許可」とは異なり、行政機関からの事前の承認や審査を必要としないものとなっていますが、農地法の主旨に鑑み、隣接・下流域の農地の被害防除対策が講じられているかについて確認しています。

今月の届出は、2件です。議案書は、2ページです。

番号1番は、青地町に住所を有する届出人が、事業所敷地を目的として、所有する青地町地先の登記地目田、現況宅地1筆12㎡を転用されようとするものです。

届出地は、昭和46年頃に届出人の母親が造成を行い、事業所敷地として長年、利用されており、届出人が登記調査をされたところ、転用届を提出されていないことが判明したため、顛末書を添付のうえ、届出をなされたものであります。

顛末案件であるため、新たな造成工事はありません。申請地の一部が側溝のため、排水はこの側溝を通じて道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

番号2番は、野路八丁目に住所を有する届出人が、露天資材置場として、所有する野路八丁目地先の畑1筆計277㎡を転用されようとするものです。

届出地は、住宅街が形成されている地区の農地です。

新たな造成工事はなく、雨水排水は、届出地内に浸透で対応され、既設の北側雨水枡から北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は4月9日、番号2番は4月27日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第10号を終わります。

会長 次に、日程第3報告第11号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第11号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

なお、「届出」とは、農地に関する権利の変動や利用状況について、行政機関にその事実を報告することを指し、「許可」とは異なり、行政機関からの事前の承認や審査を必要としないものとなっていますが、農地法の主旨に鑑み、隣接・下流域の農地の被害防除対策が講じられているかについて確認しています。

今月の届出は、3件です。議案書は、3ページです。

番号1番は、栗東市小柿五丁目に住所を有する譲受人2名が、専用住宅を目的として、譲渡人が所有する、青地町地先の田1筆402㎡を贈与にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人と譲渡人の関係は、親戚です。

西側と南側隣地との境界は、L型擁壁を設置し、最大で40cm程度の盛土を行われます。

雨水排水は、北側に雨水枡を設け、北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、譲渡人が所有する田と道路です。

番号2番は、京都市に住所を有する譲受人2名が、一般住宅を目的として、譲渡人2名が共有する、南草津プリムタウン一丁目地先の畑1筆165㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

西側と南側隣地との境界は、境界ブロックを設置し、盛土等はありません。

雨水排水は、北側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路、宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号3番は、野村二丁目に住所を有する譲受人が、住宅で隣接地と一体利用として、譲渡人が所有する、野村二丁目地先の登記地目田、現況畑1筆1

6 4 m²を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣接地は、道路、宅地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

盛土等はなく、雨水排水は、届出地内に浸透で対応されます。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は3月24日、番号2番は4月24日、番号3番は4月13日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第11号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第12号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について」番号1番から7番までの案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局 報告第12号農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

この通知は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約にかかるものであり、農地の賃貸借権の設定を解除する場合に、農業委員会に通知をしていただくものです。

今月の通知は、7件です。議案書は4～5ページです。

番号1番と2番、番号3番と4番の賃貸借の解除通知は、いずれも、農地中間管理事業を介する農地の転貸にあたりますことから、同事業を担う、公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金を介した賃貸人と賃借人の間における対の解除通知となっておりますことから、一括にて説明させていただきます。

まず、番号1番と2番についてですが、野路町に住所を有する番号1番の賃借人は、番号2番の賃貸人が所有する野路町地先の田2筆3,089 m²に対して、農地中間管理事業を担う滋賀県農林漁業担い手育成基金を介して、農用地利用集積等促進計画により、これまで賃貸借権の設定をされておりました。

たが、今回、合意解約がなされました。

次に、番号3番と4番については、北山田町に住所を有する番号3番の賃借人は、番号4番の賃貸人が所有する北山田町地先の田1筆2,314㎡に対して、農地中間管理事業を担う滋賀県農林漁業担い手育成基金を介して、農用地利用集積等促進計画により、これまで賃貸借権の設定をされておりましたが、今回、合意解約がなされました。

番号5番と6番は、農用地利用促進計画に基づく賃貸借権の解除通知で、同一の耕作者で地権者が異なる案件でありますことから、一括にて説明させていただきます。

山田町に住所を有する賃借人は、2名の賃貸人が、それぞれ所有する山田町地先の田815㎡と、山田町地先田651㎡、2筆計1,466㎡に対して、農用地利用促進計画に基づく、農地の賃貸借権の設定をされておりましたが、共に、今回合意解約がなされました。

番号7番は、大津市に住所を有する賃借人は、賃貸人が管理する片岡町地先の田3筆計3,866㎡に対して、農用地利用促進計画に基づく、農地の賃貸借権の設定をされておりましたが、今回合意解約がなされました。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第12号を終わります。

会長

次に、日程第5議第10号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局

議第10号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、2件です。議案書は、6ページです。

番号1番は、青地町に住所を有する譲受人が、同町に住所を有する譲渡人

が自己の所有する、青地町地先の田 1 筆 8 6 m²を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、隣接地の農地で季節野菜を栽培されており、近隣で農地を探していたところ、規模縮小する譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、季節野菜を栽培される予定です。

番号 2 番は、下笠町に住所を有する譲受人が、大津市に住所を有する譲渡人が所有する、下笠町地先の田 1 筆 3,0 1 7 m²を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、農地を探していたところ、離農する譲渡人と話がまとまり、今回、申請をなされたものです。

栽培作目は、水稻を栽培される予定です。

今回の各申請における、農地法第 3 条第 2 項に定める各要件についてですが、第 1 号の全部効率化要件については、1 番、2 番は現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

第 2 号の法人要件については、今回はいずれも該当ありません。

第 4 号の農作業常時従事要件については、各案件とも、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第 6 号の地域調和要件については、各案件とも、生産組合長より同意をいただいております。

以上のことから、1 番から 2 番までの各案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件は全て満たしております。また、各許可申請につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号 1 番の案件につきましては、議席番号 1 番 奥村厚夫委員をお願いします。

1 番
奥村

事務局から説明がありましたとおりでございます。隣地につきましても、譲受人の農地でありますので問題ありません。4 月 1 6 日に現地確認をおこないました。他に問題等ございません。よろしくお願いいたします。

会長 番号２番の案件につきましては、議席番号８番 田中実委員お願いします。

８番 事務局から説明がありましたとおりであります。この農地は、譲受人が耕作をされておられました。引き続き耕作をされるということで、問題はありません。今回売買の話がまとまり申請をされました。

田中

会長 これより、質疑に入ります。

 ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

 (質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

 ただいま議題となっております議第１０号「農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号１番と２番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

 (挙手全員)

会長 挙手全員であります。

 よって、議第１０号「農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号１番と２番の案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第６議第１１号「農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号１番と２番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局 議第１１号農地法第５条第１項の規定による申請について説明いたします。

 この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

 なお、許可とは、ある行為を行うために、事前に行政機関の審査を受け、承認を得る必要があるもので、許可がなければ、その行為は原則として無効または違法となります。

 今月の申請は、２件です。議案書は、７ページです。

番号1番は、湖南省に事務所を有し、機械の販売および修理業を営む法人こと借受人が、農業用の機械修理工場および農機具小売業店舗の建設を目的として、貸渡人が所有する、野路町地先の田1筆1,482㎡を賃貸借にて借り受け転用されようとするものです。

借受人は、管工機材・住宅機材の専門商社として、これまで営業されてきましたが、顧客が農業を営んでいる方もおられ、一定のニーズがあることから、幹線道路に面し、利便性が高い当該地において農機具の販売や修理を行われるものです。

隣地との境界は、L型擁壁を設置し、130cm程度の盛土をされます。

雨水排水については、東側にU字溝を設け、東側道路側溝へ放流されます。

隣接地は道路と田があり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号2番は、矢橋町に事務所を有し、不動産業を営む法人こと、譲受人が、譲渡人が所有する、矢橋町地先の田2筆計1,040㎡を、露天資材置場を目的として、売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、申請地の近接地において、専用住宅の建設を予定しており、擁壁やU字溝の構造物等の土木建設資材の保管場所がないことから、周辺で露天資材置場用地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、本申請をなされました。

北側と東側隣地との境界には、L型擁壁を設置し、南側の宅地に合わせ、1m程度の盛り土を行われます。

雨水排水は、基本、自然浸透で対応されますが、余剰水は申請地内北側に集水枥を設置し、北側水路を通じて放流されます。

隣接地は宅地と、水路を挟んで田があり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

今回の各申請における、農地区分についてですが、番号1番、2番とも、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

また、一般基準については、番号1番は工事見積書、残高証明書の添付、番号2番は工事見積書、通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、各案件とも農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号3番 杉江善博委員をお願いします。

3番
杉江

中野推進委員さんと現地確認をさせていただきました。事務局からの説明のとおりであります。周囲農地への影響ありません。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番
角井

事務局からの説明がありましたとおりです。4月11日に山本推進委員さんと現地確認をさせていただきました。南側には宅地がありまして、田の一部が日陰となり湿地状態となることから、耕作しにくいということ、譲渡人の方は体力的に耕作を継続していくことが難しいということから、今回話がまとまり申請をされました。

会長

では、これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第11号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第11号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第7議第12号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につ

き、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、議席番号３番 杉江善博委員が当事者でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。

(委員 退席)

会長

それでは、議第１２号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を求めますが、本件は、農用地利用集積等促進計画の案により、賃貸借・使用貸借の設定等を受けるものについて、市農林水産課から説明を受け、皆様からのご意見があれば、計画案に対する農業委員会の意見として集約したいと思います。

では、農林水産課の説明を求めます。

農林水産課
課長

議第１２号の説明に入る前に、３月１０日にご意見をいただきました農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、申請の取り下げの申出がありましたことから、取り下げ内容についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、お手元の資料をご確認ください。連番９３の農地につきまして、取り下げの申出がございましたので前回の申請から除くものでございます。

取り下げに伴い、全体の面積を修正しております。修正内容につきましては資料に記載のとおりです。

以上で、農用地利用集積等促進計画（案）の取り下げについての説明を終わります。

それでは、議第１２号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１９条３項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求めるものです。

１ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。

左上を御覧いただきまして、今回は全体で４７筆、計７１,６０１.００㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。

内訳といたしましては、田が、４１筆で面積は６８,３６６.００㎡、畑が、６筆で面積は３,２３５.００㎡でございます。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。

全体の合計筆数は2,833筆、面積は4,569,825.34㎡となっております。内訳といたしましては、田が2,757筆で、4,514,287.34㎡、畑が76筆で、55,538㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が2筆、3年以上6年未満が16筆、9年以上12年未満が25筆、12年以上が0筆、計47筆です。

農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しております。No.48～52に関しましては耕作者変更による権利設定でございます。すでに農地中間管理事業で権利設定がされており、面積集計には影響しないことから、1ページの面積集計一覧には計上しておりません。その他農地の詳細につきましては、省略させていただきます。

以上で令和8年6月30日公告予定の、農用地利用集積等促進計画の内容についての説明を終わります。

御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

8 番
田中

取り下げの申出の件ですが、●●さんが耕作をされる予定だった農地が、配布されました6月30日公告の資料ですと、▲▲さんが耕作するに変更となっています。耕作者の変更理由は聞いておられるのでしょうか。

農林水産課
課長

今回取り下げになる農地というのは、資料93番にあがっております。所有者の方が■●さん、耕作者が●●さんとなっております。今回公告がありまして、議題にあげさせていただいた資料一覧の番号32番です。▲▲さんが耕作をされるということで設定させていただいております。委員さんの質問といたしましては、今回取り下げられた理由ということでよろしいでしょうか

8 番
田中

そうです。

農林水産課
課長

理由としては特に聞いてはおりませんが、耕作者を変更されるということで、前回の公告から取り下げられるということでございます。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、これで質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第6号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」は、「特に意見なし」とする旨で、市長あて回答してよろしいか、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第12号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」は、「特に意見なし」とする旨で市長あて回答することで、決定いたしました。

会長 審議が終了しましたので議席番号3番 杉江善博委員の入場を認めます。

(委員 入場)

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時50分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和8年5月

会 長 今井 修

署 名 委 員 角井 廣司

署 名 委 員 堀 裕子